

# 令和4年度調剤報酬改定の概要 (調剤)

厚生労働省 保険局 医療課

- ※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、必ずしも最終的な施行内容が反映されていない場合等があります。算定要件・施設基準等の詳細については、関連する告示・通知等をご確認ください。
- ※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご留意ください。

# 令和4年度調剤報酬改定のポイント

## 薬局薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進

### 【薬局薬剤師業務の評価体系の見直し】

#### ➤ 調剤業務の評価体系の見直し

- ・ 調剤業務の評価について、対物業務である薬剤調製や取り揃え・監査業務の評価と、患者に応じた対応が必要となる処方内容の薬学的知見に基づく分析、調剤設計等及び調剤録・薬剤服用歴への記録の評価への再編
- ・ 重複投薬・相互作用の防止等に係る加算の位置付けの見直し
- ・ 複数の医療機関から6種類以上の内服薬が処方された患者が薬局を初めて利用する場合等において、必要な薬学的分析を行った場合の評価を新設

#### ➤ 服薬指導等業務の評価の見直し

- ・ 薬学的知見に基づく服薬指導と薬剤服用歴等への記録、薬剤の使用状況等の継続的な把握等に係る評価への再編

#### ➤ 外来服薬支援に係る評価

- ・ 多種類の薬剤が投与されている患者等における内服薬の一包化及び必要な服薬指導について、評価の位置付けの見直し

### 【対人業務の評価の拡充】

#### ➤ 糖尿病患者に対する調剤後の状況の確認等の評価の拡充

- ・ インスリン等の糖尿病治療薬の調剤後に、電話等で服用状況や副作用等を確認し、医師に結果を報告することなどの評価を拡充

#### ➤ 医療的ケア児に対する薬学的管理の評価

- ・ 医療的ケア児である患者に対して、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合の評価を新設

#### ➤ 入院時の持参薬整理の評価

- ・ 医療機関からの求めに応じて、薬局において入院予定の患者の服用薬に関する情報等の把握と持参薬の整理、医療機関への情報提供を行った場合の評価を新設

#### ➤ 減葉提案に係る情報提供の評価の見直し

- ・ 処方された内服薬に係る減葉の提案による実績に応じた評価への見直し

#### ➤ 同一薬局の利用推進

- ・ かかりつけ薬剤師と連携して必要な指導等を実施した場合を特例的に評価

## 薬局の機能と効率性に応じた評価の見直し

#### ➤ 調剤基本料の評価の見直し

- ・ 損益率の状況等を踏まえた、同一グループ全体の処方箋受付回数が多い薬局及び同一グループの店舗数が多い薬局に係る評価の見直し

#### ➤ 特別調剤基本料の見直し

- ・ 敷地内薬局について、医薬品の備蓄の効率性等を考慮した評価の見直し

#### ➤ 地域支援体制加算の要件及び評価の見直し

- ・ 調剤基本料の算定、地域医療への貢献に係る体制や実績に応じて類型化した評価体系への見直し
- ・ 災害や新興感染症の発生時等における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必要な役割を果たすことができる体制を確保した場合の評価の新設

#### ➤ 後発医薬品の調剤数量割合が高い薬局の評価

- ・ 後発医薬品の調剤数量割合の基準の引き上げた評価の見直し
- ・ 後発医薬品の調剤数量割合が低い場合の減算規定の評価の見直しと範囲の拡大

## 在宅業務の推進

#### ➤ 緊急訪問の評価の拡充

- ・ 主治医と連携する他の医師の指示による訪問薬剤管理指導を実施した場合を評価

#### ➤ 在宅患者への薬学的管理及び指導の評価の拡充

- ・ 医療用麻薬持続注射療法が行われている患者に対する、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合の評価の新設
- ・ 中心静脈栄養法が行われている患者に対する、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合の評価を新設

## ICTの活用

#### ➤ 外来患者及び在宅患者へのオンライン服薬指導の評価

- ・ 薬機法改正を踏まえたオンライン服薬指導を実施した場合の評価の見直し

#### ➤ 外来患者へのオンライン資格確認システムの活用の評価

- ・ オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定検診情報等を取得し、当該情報を活用して調剤等を実施することに係る評価の新設

## 2. 薬局薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進

### i ) 薬局薬剤師業務の評価体系の見直し

## 薬局における対人業務の評価体系の見直し

- ▶ 薬剤服用歴管理指導料として評価されていた服薬指導等に係る業務の評価を新設する。

### (新) 服薬管理指導料

1 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合	45点
2 1の患者以外の患者に対して行った場合	59点
3 特別養護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合	45点
4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合	
イ 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合	45点
口 イの患者以外の患者に対して行った場合	59点

### [算定要件]

- 患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を薬剤情報提供文書により患者に提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明を行うこと。
- 服薬状況等を踏まえた薬学的知見に基づき、処方された薬剤について、薬剤の服用等に関して必要な指導を行うこと。
- 手帳を用いる場合は、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を手帳に記載すること。
- これまでに投薬された薬剤のうち、服用していないものの有無の確認に基づき、必要な指導を行うこと。
- 薬剤情報提供文書により、投薬に係る薬剤に対する後発医薬品に係る情報を患者に情報提供すること。
- 処方された薬剤について、保険薬剤師が必要と認める場合は、患者の薬剤の使用の状況等を継続的かつ的確に把握するとともに、必要な指導等を実施すること。
- 1の患者であって、手帳を提示しないものに対して、上記を行った場合は、2により算定する（4のイ及び口についても同様）。

## 4. 在宅業務の推進（調剤報酬）

# 薬局における訪問薬剤管理指導業務（調剤報酬）（1）

項目	点数	内容	回数
○在宅患者訪問薬剤管理指導料 ・単一建物診療患者が1人の場合 ・単一建物診療患者が2～9人の場合 ・単一建物診療患者が10人以上の場合	650点 320点 290点	医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行った場合に算定	薬剤師1人 週40回まで  患者1人につき 月4回まで  ※末期の悪性腫瘍の 患者等の場合は週 2回かつ月8回まで
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射法加算	100点 250点		
乳幼児加算 小児特定加算	100点 450点		
在宅中心静脈栄養法加算	150点		
○在宅患者オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算	59点 22点	訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付等されている患者に対して、オンラインで必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定	
乳幼児加算 小児特定加算	12点 350点		
○在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合 2 1以外の場合	1:500点 2:200点	急変等に伴い、医師の求めにより、緊急に患者を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定	月4回まで
麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射法加算	100点 250点		
乳幼児加算 小児特定加算	100点 450点		
在宅中心静脈栄養法加算	150点		
○在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料 麻薬管理指導加算	59点 22点	急変等に伴い、医師の求めにより、緊急にオンラインで必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定	
乳幼児加算 小児特定加算	12点 350点		

## 薬局における訪問薬剤管理指導業務（調剤報酬）（2）

項目	点数	内容	回数
○在宅患者緊急時等共同指導料 麻薬管理指導加算 在宅患者医療用麻薬持続注射法加算	700点 100点 250点	急変等に伴い、医師の求めにより、医師等と共同でカンファレンスを行い、緊急に患者を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合に算定	月2回まで
乳幼児加算 小児特定加算 在宅中心静脈栄養法加算	100点 450点 150点		
○在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 ・残薬調整に係るもの以外 ・残薬調整に係るもの	40点 30点	重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合に算定	
○経管投薬支援料	100点		初回のみ
○（調剤料）在宅患者調剤加算	15点	基準を満たした薬局において、在宅患者の処方箋1枚につき加算	

(参考) 介護報酬	○ 居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合） ・単一建物居住者が1人の場合 517単位 (麻薬指導加算 +100単位) ・単一建物居住者が2～9人の場合 378単位 (麻薬指導加算 +100単位) ・単一建物居住者が10人以上の場合 341単位 (麻薬指導加算 +100単位)
--------------	---

## 5. ICTの活用

## オンライン服薬指導に係る薬機法に基づくルールの改正について

- 0410事務連絡の実績や規制改革実施計画等を踏まえ、薬機法に基づくルールの改正（省令・通知）について、検討中。
- オンライン診療の議論も鑑みながら、年度内の公布・施行を目指す。

	<現行> 薬機法に基づくルール	0410事務連絡	<改正方針> 薬機法に基づくルール
実施方法	初回は対面（オンライン服薬指導不可）	初回でも、薬剤師の判断により、電話・オンライン服薬指導の実施が可能 ※薬剤師が判断する上で必要な情報等について例示	初回でも、薬剤師の判断と責任に基づき、オンライン服薬指導の実施が可能 ※薬剤師が責任を持って判断する上で必要な情報等について例示
通信方法	映像及び音声による対応（音声のみは不可）	電話（音声のみ）でも可	映像及び音声による対応（音声のみは不可）
薬剤師	原則として同一の薬剤師がオンライン服薬指導を実施 ※やむを得ない場合に当該患者に对面服薬指導を実施したことのある当該薬局の薬剤師が当該薬剤師と連携して行うことは可	かかりつけ薬剤師・薬局や、患者の居住地にある薬局により行われることが望ましい	かかりつけ薬剤師・薬局により行われることが望ましい
診療の形態	オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋 ※介護施設等に居住する患者に対しては実施不可	どの診療の処方箋でも可能（オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋に限られない）	どの診療の処方箋でも可能（オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋に限られない）
薬剤の種類	これまで処方されていた薬剤又はこれに準じる薬剤（後発品への切り替え等を含む。）	原則として全ての薬剤（手技が必要な薬剤については、薬剤師が適切と判断した場合に限る。）	原則として全ての薬剤（手技が必要な薬剤については、薬剤師が適切と判断した場合に限る。）
服薬指導計画	服薬指導計画を策定した上で実施	特に規定なし	服薬指導計画と題する書面の作成は求めず、服薬に関する必要最低限の情報等を明らかにする

## 情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し

- 外来診療を受けた患者に対する情報通信機器を用いた服薬指導について、服薬管理指導料に位置付け、要件及び評価を見直す。

### 現 行

#### 【薬剤服用歴管理指導料】

情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合

43点

#### [算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号A003に掲げるオンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療の実施に伴い、処方箋が交付された患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、当該処方箋受付において、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合に、月1回に限り所定点数を算定する。この場合において、注4から注10までに規定する加算※は算定できない。

※ 麻薬等加算、乳幼児服薬指導加算、吸入薬指導加算 等

#### [施設基準]

- ・薬剤服用歴管理指導料の注3に規定する保険薬局の施設基準
  - (1) 情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。
  - (2) 当該保険薬局において、一月当たりの次に掲げるものの算定回数の合計に占める情報通信機器を用いた服薬指導の算定回数の割合が一割以下であること。
    - ① 区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料
    - ② 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ・薬剤服用歴管理指導料の注3に規定する厚生労働大臣が定めるもの
 

原則三月以内に区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料1又は2を算定したもの



### 改定後

#### 【服薬管理指導料】

情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合

- 原則3月以内に再度処方箋を提出した患者  
 イの患者以外の患者

45点  
59点

#### [算定要件]

情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。ただし、イの患者であって手帳を提示しないものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、口により算定する。

※ 服薬管理指導料の加算については、要件を満たせば対面による服薬指導を行った場合と同様に算定可能

#### [施設基準]

(削除)

(削除)

## 情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し

- 在宅患者に対する情報通信機器を用いた服薬指導について、算定上限回数等の要件及び評価を見直す。

### 現 行

#### 【在宅患者訪問薬剤管理指導料

#### 在宅患者オンライン服薬指導料】

57点

##### [算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、医科点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導（訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合に、注1の規定にかかわらず、在宅患者オンライン服薬指導料として、月1回に限り57点を算定する。この場合において、注3及び注4に規定する加算並びに区分番号15の6に掲げる在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料は算定できない。また、保険薬剤師1人につき、1から3までと合わせて週40回に限り、週10回を限度として算定できる。

##### [施設基準]

十一の二 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注2に規定する施設基準  
区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料の4に係る届出を行っている保険薬局であること。

十一の三 在宅患者訪問薬剤管理指導料の注2に規定する厚生労働大臣が定めるもの  
区分番号15の在宅患者訪問薬剤管理指導料を月一回算定しているもの



### 改定後

#### 【在宅患者訪問薬剤管理指導料

#### 在宅患者オンライン薬剤管理指導料】

59点

##### [算定要件]

在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、情報通信機器を用いた薬学的管理及び指導（訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合に、注1の規定にかかわらず、在宅患者オンライン薬剤管理指導料として、患者1人につき、1から3までと合わせて月4回（末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者にあっては、週2回かつ月8回）に限り59点を算定する。また、保険薬剤師1人につき、1から3までと合わせて週40回に限り算定できる。

※ 麻薬管理指導加算、乳幼児加算及び小児特定加算については、外来患者に係る点数と同じ点数を算定可能。

##### [施設基準]

(削除)

(削除)

※ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料についても同様